

公調委平成25年（セ）第19号，同第25号 土岐市における騒音・振動による
健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人は，申請人 a に対し，377万6960円を支払え。
- (2) 被申請人は，申請人 b に対し，43万4000円を支払え。
- (3) 被申請人は，申請人 c に対し，235万3000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，申請人らが，被申請人の工場内の攪拌機及び除湿乾燥機の稼働に伴う騒音及び振動により，申請人 a が頭痛，耳鳴り等の健康被害を発症し，自宅の防音工事や転居を強いられたなどと主張して，被申請人に対し，不法行為による損害賠償請求権に基づき，申請人 a において金377万6960円，同 b において金43万4000円，同 c において金235万3000円の支払をそれぞれ求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに括弧内掲記の各証拠及び審問の全趣旨により認められる事実）

- (1) 当事者等（職1，2，甲6の1，8ないし10，13，乙1，2，申請人

b 本人, 同 c 本人)

ア 申請人ら

(ア) 申請人 a 及び同 c は夫婦であり (以下, 両名について「申請人夫婦」という。), 同 b はその子である。申請人 b 及び同 c は, 美濃焼の伝統工芸士である。

(イ) 申請人夫婦が昭和 36 年 4 月頃から, 同 b が平成 2 年頃から生活している肩書住所地に所在する自宅 (以下「申請人宅」という。) は, 木造瓦葺 2 階建て建物であり, 西側部分は申請人夫婦の自宅として (なお, 申請人夫婦は, 平成 25 年 8 月頃, 土岐市〇〇の別宅に転居した。), 東側部分は同 c 及び同 b が陶芸品の制作や展示販売等を行う工房及び同 b の居室としてそれぞれ使用されている。

イ 被申請人

被申請人は, その妻とともに, 申請人宅の北面に隣接する工場 (以下「被申請人工場」という。) において, 現在は, 製陶業の下請けとして陶土を中間製品に加工する事業を営んでいる。

被申請人工場は, 軽量鉄骨造スレート葺 1 階建て建物であり, 建物西側及び申請人宅に面する南側には, ほぼ一面にガラス窓又はガラス戸が設置されている。

ウ 申請人宅及び被申請人工場の位置関係は, 別紙 1 のとおりであり, その間隔は, 最も近接した場所で約 6 m である。周辺には, 民家や製陶業を営む工場等が点在している。

(2) 被申請人工場の稼働状況等 (職 1)

被申請人工場内で使用されている機器は, 事業開始当初から現在に至るまで, 手で持てる大きさの電動攪拌機 (以下「小型攪拌機」という。) 及び固定式電動攪拌機 (以下「固定式攪拌機」といい, 小型攪拌機及び固定式攪拌

機をまとめて「攪拌機」という。）、並びに除湿乾燥機各１台である。

固定式攪拌機は別紙１のＡ地点に設置され、粘土板を水と攪拌して泥状にするために、午後３時頃から午後６時頃までの間と、不定期に一日約２回各１５分間程度一定の出力で稼働している。小型攪拌機は、主にＡ地点付近で、泥状になった粘土をかき回すために必要に応じて１分から１分半程度の間手に持った状態で使用される。除湿乾燥機は、別紙１のＢ地点に設置されており、型枠を乾燥させるために、現在は、午前８時頃から午後５時頃まで一定の出力で稼働している。同工場の操業時間は、年末年始を除く月曜日から土曜日の午前７時頃から午後６時頃までである。

(3) 騒音に係る環境基準等（乙８）

申請人宅及び被申請人工場の所在地は、騒音に係る環境基準（地域の類型）の「Ｃ地域」に該当し、同地域の騒音に係る環境基準は、昼間（午前６時から午後１０時まで）６０dB、夜間（午後１０時から午前６時まで）５０dBと定められている（なお、被申請人工場には、騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例がそれぞれ定める特定施設は設置されていないから、「特定工場等に係る騒音の規制基準」及び「特定工場等において発生する振動の規制基準」の適用はない。）。

２ 本件の争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 受忍限度を超える騒音・振動の発生及び伝搬の有無（争点１）

【申請人らの主張】

ア 被申請人は、事業を変更した平成２３年１月から、同工場内において、毎日、早朝から攪拌機を使用したり、一日２０時間にもわたって除湿乾燥機を稼働させるなどして、騒音や振動を連続して発生させるようになった。

小型攪拌機が発生させる音の大きさは８３dB、除湿乾燥機が発生させる音の大きさは６７dBを超えるものであり、環境基準を上回る騒音が、申請

人宅の浴室や居間、寝室等にまで響いている。また、除湿乾燥機の稼働に伴い、地鳴りのような振動が発生し、申請人宅の壁、床やガラス窓が震えることがある。

イ 申請人らは、平成23年1月以降、被申請人や土岐市に対し、上記騒音や振動に関する苦情を申し立てたが改善されず、不眠や体調不良となった。また、申請人らは、自宅の防音対策工事や、体調不良となった申請人 a を引っ越しさせるために別宅の改修工事を強いられた。

ウ 被申請人が工場の稼働に伴い発生させた騒音及び振動は、その程度や態様、申請人らの受けた被害の程度等に照らせば、受忍限度を超える違法なものというべきである。

【被申請人の主張】

いずれも否認ないし争う。

土岐市が過去に実施した各騒音測定結果に示されているとおり、被申請人は、社会通念上受忍限度を超える騒音や振動を発生させていない。被申請人は、工場内の機械を稼働させるにあたっては、騒音及び振動ができるだけ小さくなるよう配慮し、隣人である申請人らの申入れに応じて、除湿乾燥機の稼働時間を短縮するなどして随時対応してきたが、申請人らの苦情は一向におさまらなかった。

(2) 過失の有無（争点2）

【申請人らの主張】

被申請人は、工場主として、攪拌機及び除湿乾燥機の稼働に伴い騒音及び振動により申請人ら主張の被害が生じることを予見しこれを回避すべき義務を負っていたにもかかわらず、何らその防止策をとらずに申請人らに上記の被害を発生させた。被申請人には故意ともいえる過失があったというべきである。

【被申請人の主張】

否認ないし争う。

(3) 因果関係のある損害の発生の有無及び損害額（争点3）

【申請人らの主張】

ア 申請人宅周辺の他の製陶工場は、いずれも申請人宅から離れているために目立った音や振動が感じられないのに対し、被申請人工場は申請人宅に最も近い西側に除湿乾燥機や攪拌機を設置して騒音・振動を発生させているのであるから、被申請人工場からの騒音等と申請人らの被害の間に因果関係が存在することは明らかである。各申請人が被った損害は、以下のとおりである。

イ 申請人 a

(ア) 申請人 a は、被申請人工場の騒音及び振動によって、頭痛、耳鳴り、心臓圧迫等を発症し、平成23年にはうつ状態と診断され、現在も通院治療中である。治療に要した費用は12万6960円である。

(イ) 同人は、騒音等への対策として、申請人宅に雨戸や二重窓を設置するなどの工事を実施し、工事費用として65万円を支出した。

(ロ) 同人は、騒音等から逃れるため、別宅への引っ越しを強いられ、現在も、振動と騒音の恐怖により自宅に帰ることができずに家族と離ればなれの生活が続いている。被申請人が発する騒音及び振動により受けた肉体的・精神的苦痛を慰謝するには300万円が相当である。

(ハ) したがって、申請人 a が被った損害は、合計377万6960円である。

ウ 申請人 b 及び同 c

(ア) 申請人 b 及び同 c は、被申請人工場の騒音及び振動により体調不良となった同 a を別宅に転居させるため、転居先の水回りや床等を改修した。

その費用として、申請人bにおいて43万4000円、同cにおいて23万5000円をそれぞれ支出した。

- (イ) なお、申請人bは、被申請人工場からの騒音・振動による吐き気や頭痛、同cは、除湿乾燥機の稼働に伴う耳鳴りや頭痛などにも苦しんでいる。

【被申請人の主張】

いずれも否認ないし争う。

申請人宅は周辺を製陶業者に囲まれており、申請人宅に届く騒音及び振動は被申請人工場において発生したものに限られず、被申請人が発生させた音及び振動と申請人らの被害との間に因果関係はない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実及び括弧内掲記の証拠並びに審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件裁定申請に至る経緯（調査嘱託の結果、職1、3、甲2の1・2、申請人b本人、同c本人）

ア 被申請人は、従前、被申請人工場及び同工場西側に隣接する工場（以下「西側工場」という。）において、陶土を陶器製品に加工する事業を営んでいたが、平成22年2月2日、事業内容を変更し、現在の間製品を製造する事業を開始し、これに伴い西側工場の使用を中止した。

被申請人は、間製品の製造を開始した当初は、型枠を締めたり緩めたりする作業の際、くさびを木づちでたたく方法を用いていた。また、型枠を乾燥させるため、除湿乾燥機を午後6時頃から翌日午前10時頃までの約16時間稼働させていた。なお、固定式攪拌機の稼働時間は、当時から現在まで、午後3時から午後6時頃までの間と一日約2回（各15分間）

である。

イ 申請人らは、被申請人が事業を変更した平成２２年頃から、同工場の稼働に伴う騒音が気になり始め、被申請人に苦情等を述べるようになった。当初の主な苦情内容は、被申請人がくさびを木づちでたたく際に生じるバツタンバツタンという音に関するものであった。

ウ 被申請人は、木づちの使用音がうるさい旨の申請人らの苦情を受けて、遅くとも同年６月頃までには、木づちの使用を中止し、両手でくさびを押さえて型枠を固定する方法に変更した。

エ 土岐市の担当者は、同月３０日、被申請人工場の騒音に関する申請人 b からの苦情を受けて、同工場内で使用されている機器を確認した上で、被申請人工場の敷地境界において、工場の窓を全開にした状態で、作業中の騒音レベルを簡易測定した（以下「平成２２年土岐市測定」という。）。

同担当者は、申請人 b に対し、その結果とともに、被申請人工場における騒音及び振動については特定施設がないので法規制の対象にはならない旨報告した。

オ 被申請人は、同年１１月、西側工場を取り壊した。

カ 土岐市の担当者は、平成２３年５月１７日、被申請人工場のボイラーのような音で眠れないなどの申請人 b 及び同 a の苦情を受けて、再度同工場に赴き、使用されている機械が平成２２年土岐市測定時と同様であること、除湿乾燥機の稼働時間は午後６時から翌日の午前１１時頃までであることなどを確認するとともに、除湿乾燥機稼働中の騒音レベルを測定した（以下「平成２３年土岐市測定」という。）。同担当者は申請人らに対し、上記測定の結果騒音レベルが４５dB以下であったこと及び被申請人工場に騒音規制の対象となる施設がないことを伝えた。

キ 土岐市担当者は、被申請人工場の早朝や夜間のキーンという音が気にな

るなどの申請人らの苦情を受けて、同月１８日午後３時３０分から、被申請人工場外部において、２４時間の騒音測定を開始した（以下「土岐市２４時間測定」という。）。

ク 被申請人は、同月２０日、申請人ｂから夜間の除湿乾燥機の稼働を停止して欲しいとの申入れを直接受けたため、同月２１日、稼働時間を午前６時から午後９時までに変更した。

ケ 土岐市担当者は、同月２５日、申請人ｂ及び被申請人に対し、土岐市２４時間測定の結果を交付し、おおむね環境基準以下であった旨説明した。その際、申請人ｂは、除湿乾燥機の稼働時間を変更してもらったことにより耳鳴りはおさまった旨述べた。

コ 申請人ａは、同年６月３日から同月１３日まで、パニック状態となったことによりｄに入院し、うつ状態にあるとの診断を受け、同月２０日には、ｅにおいて抑うつ状態にあるとの診断を受けた。

サ 土岐市担当者は、平成２５年４月１０日、夜から朝にかけて被申請人工場から騒音がするなどといった申請人らの苦情を受けて、申請人宅及び被申請人工場において事情聴取などを行ったが、公害となるほどの問題ではないと判断してしばらく様子を見ることとした。

申請人ａは、同月頃にもパニック状態となり、ｄに外来受診しており、その後現在に至るまで、通院及び服薬治療を継続している。

シ 申請人ａは、同年６月１１日、被申請人工場内の中間製品等の一部を損壊した。被申請人は、同日、申請人ａの弟から、夜から早朝にかけての除湿乾燥機の稼働を停止して欲しい旨の申入れがあったため、同月１２日から、その稼働時間をさらに短縮して午前８時から午後５時までとした。

ス 上記の各対応によっても、申請人らの苦情の解消には至らず、申請人ａにおいて同年７月、同ｂ及び同ｃにおいて同年１１月にそれぞれ本件裁定

申請を行った。

(2) 被申請人工場及びその周辺の騒音の状況

ア 土岐市による騒音測定結果等（調査嘱託の結果，職3，甲11，12，乙2）

(ア) 平成22年土岐市測定

同測定は，調査時に工場内で使用されていた小型攪拌機及び固定式攪拌機を稼働させ，窓を全開にした状態で，被申請人工場の敷地境界で実施された（土岐市が本測定の結果についてまとめた書面（職3）中に記載された「攪拌機」及び「ターンテーブルのようなもの」とは，それぞれ小型攪拌機及び固定式攪拌機であると認められる。）。また，同日時点では，既に被申請人は木づちの使用をやめていたが，申請人らから木づちでたたく音が気になる旨の申出があったため，参考として，木づち使用時の騒音レベルも測定した。

測定の結果，木づちでたたいた瞬間の騒音レベルは65dBを上回ったが，通常作業時（攪拌機稼働中）の騒音レベルは50dB以下であった。

(イ) 平成23年土岐市測定

同測定は，被申請人工場の外で，除湿乾燥機を稼働させ，当時の作業状況に合わせ，工場の窓を閉め切った状態で実施された。

測定の結果，騒音レベルは43ないし44dB程度であった。

(ウ) 土岐市24時間測定

同測定は，平成23年5月18日午後3時30分から同月19日午後3時30分までの間，被申請人工場西側敷地境界（別紙1「市の測定場所」記載地点）で実施された。なお，測定日における除湿乾燥機の稼働時間は18日午後6時から19日午前10時までであった。

測定の結果は，別紙2のとおりである。同測定においては，測定中に，

飛行機の通過音や工事の音、布団をたたく音といった外部騒音が確認された。

イ 公害等調整委員会事務局による測定結果等（職１，２，４）

倉片憲治専門委員（以下「倉片専門委員」という。）及び公害等調整委員会事務局職員（以下「事務局職員」という。）は、平成２５年１１月２１日、被申請人工場及びその周辺において、申請人ｂ及び被申請人双方が立会いのもと、騒音の測定等を実施した（以下「事務局測定」という。）。その測定結果及び考察等は倉片専門委員作成の「測定調査報告書兼意見書」（職４）に記載されているが、概要、以下のとおりである。

（ア）測定場所（別紙３記載の①ないし⑦のとおり）

地点① 被申請人工場内，固定式攪拌機から約１ｍ

地点② 被申請人工場内，除湿乾燥機から約１ｍ

地点③ 被申請人工場外南側，工場南側ガラス窓（固定式攪拌機付近）から約１ｍ

地点④ 被申請人工場外西側，工場西側ガラス窓から約１ｍ

地点⑤ 被申請人工場外西側，工場西側ガラス窓（除湿乾燥機付近）から約１ｍ

地点⑥ 西側工場跡地と申請人宅との敷地境界

地点⑦ 申請人宅の入口付近

（イ）測定状況

地点①ないし⑦にて地上約１．５ｍの位置に、防風スクリーンを装着した精密騒音計を保持し、順次、１０秒間の等価騒音レベルを測定するとともに、当該時間の騒音を録音した。測定は、被申請人工場内の攪拌機及び除湿乾燥機のすべてを稼働させ、同工場西側１か所のガラス窓（地点⑤付近）のみ開放し、その余のガラス窓は遮蔽した状態で実施した。

なお、上記測定は、上空の航空機の通過音などの顕著な暗騒音が影響していない状況で実施された。

(ウ) データ解析方法

騒音の測定結果は、騒音レベル及びパワースペクトル（騒音の周波数成分）の二点について解析を実施した。

(エ) 測定結果

各地点における等価騒音レベルは、別紙３のとおりであり、地点②、③、⑥及び⑦において録音された騒音のパワースペクトルは、別紙４のとおりであった。

地点②（除湿乾燥機近傍）で録音された騒音は数十 Hz から数千 Hz の広い帯域にわたる周波数成分を含んでおり、140 Hz 付近及び低周波音である70 Hz 付近の顕著な成分を含んでいた。他方、地点③（被申請人工場外南側）においては、騒音レベルが15 dB程度減衰しており、特に140 Hz 付近の周波数成分はガラス窓により大きく減衰し、他方70 Hz 付近の成分は減衰量が小さく工場外部までに到達していた。

地点⑥（西側工場跡地の敷地境界）においては騒音レベルが全体的に減衰しており、地点②で観測された70 Hz の顕著な成分も見られなかった。地点⑦（申請人宅入口前）における70 Hz の成分は、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省環境管理局大気生活環境室）で示された「心身に係る苦情に関する参照値」を下回り、聴覚閾値付近まで低下していた。また、低周波領域の成分の音圧レベルは、同手引書で示された「物的苦情に関する参照値」を大きく下回っていた。

2 争点1（受忍限度を超える騒音・振動の発生及び伝搬の有無）に関する判断

(1) 騒音について

ア まず、被申請人工場の稼働に伴い発生する騒音の程度について検討する。

前記認定の各事実によれば、これまで工場稼働中に工場周辺で確認された騒音レベルは、土岐市24時間測定中の、午前9時20分(53.8dB)、午前10時(61.3dB)、午前10時10分(61.0dB)、午前11時(56.9dB)、午前11時10分(51.8dB)及び午前11時20分(57.9dB)を除くと、50dBを下回っており、除湿乾燥機が稼働していた午後6時から午前10時の間においても顕著な上昇は認められなかったこと、申請人宅により接近した地点⑥では40dBを下回っていたこと、除湿乾燥機近傍の騒音で確認された140Hz 付近の顕著な成分は、工場の建屋による遮蔽効果や距離減衰の効果により、申請人宅近くの地点⑥及び⑦付近では、他の騒音成分とほとんど判別できない程度にまで低くなっていたことが認められる。

土岐市24時間測定時には他の時間帯と比較して高いレベルの騒音が記録された上記時間帯は、いずれも日中である上、合計しても一日のうちの1時間程度にすぎない。また、そもそも、同測定は飛行機の通過音等の外部騒音も含む形で実施されたものである上、除湿乾燥機の稼働中(18日午後6時から19日午前10時まで)とそれ以外の時間帯を比較して、騒音レベルに大きな差は認められず、同機械の稼働と被申請人工場西側敷地境界の騒音レベルの変化との間には対応関係が認められなかったことからすれば、50dBを上回る上記測定結果が被申請人工場の稼働音のみを捉えたものであるかは明らかでない。むしろ、被申請人工場内の機器を稼働させた状態で実施した事務局測定時に工場内で確認された騒音レベルが60dB程度であったこと、工場内で確認された音は壁等の存在により一定程度減衰した上で工場外に伝搬するものであること等の事情からすれば、事務局測定時に工場内で確認された上記騒音レベルを上回る又はこれと同程度の測定結果については、被申請人工場の機械の稼働音以外の外部騒音によ

る影響を受けたものと認めるのが相当である。

以上によれば、被申請人工場の稼働に伴い工場外部で確認された騒音レベルは、申請人宅所在地における夜間の環境基準の上限である50dBを下回っており、さらに、申請人宅入口により近い地点においては「療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域」について定められた夜間の環境基準の上限である40dB（乙8）をも下回っていたものと認められる。そして、屋外で確認された騒音は、壁等の存在によってさらに一定程度減衰して建物内に伝搬するものであるから、日中・夜間を通じて、被申請人工場の稼働に伴い発生した騒音が、日常生活や睡眠に支障をもたらすほどの騒音レベルで申請人宅内に伝搬していたとは考え難い。

イ 以上の被申請人工場周辺の騒音の客観的状況に加えて、被申請人が、騒音測定結果の内容や土岐市からの指導の有無を問わず、申請人らからの要望を受けて木づちの使用を中止したり、除湿乾燥機の稼働時間を変更・短縮したりするなどして、騒音の軽減のために誠実に対処してきた経緯を踏まえれば、被申請人工場の稼働に伴う騒音が、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものであったということはできず、被申請人が一定の騒音を発生させたことが違法であるとはいえない。

ウ 申請人らは、①土岐市24時間測定中、被申請人工場は稼働していなかったから、同測定の結果は通常の騒音状況を正確に示すものではない、②被申請人工場で使用されている小型攪拌機及び除湿乾燥機は環境基準を超える音を発生させる機械であるから、これを下回る事務局測定の結果は信用できない旨述べて、被申請人工場からの騒音が受忍限度を超える違法なものであると主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、土岐市24時間測定中、除湿乾燥機

は18日午後6時から19日午前10時まで稼働していたのであって、その際工場周辺で確認された騒音レベルは概ね35dBから45dB前後で、被申請人工場で使用されているすべての機械（除湿乾燥機及び攪拌機）の稼働を確認の上実施した事務局測定時に測定された騒音レベルと比較しても特段低い状況ではなかったことからすれば、上記①に理由がないことは明らかである。

エ また、申請人らは、上記②に関し、メーカーの担当者から小型攪拌機については83dB、除湿乾燥機については67dBの騒音を発生するものであるとの説明を受けたと主張しながら、これを裏付ける客観的な証拠を何ら提出しておらず、申請人b及び被申請人双方が立会って実施した実測の結果の信用性を左右するものではない。仮にメーカー担当者から申請人らの主張のとおり説明があったとしても、その説明は特定の稼働条件下での機械近傍での測定値に関するものと思われ、これを直ちに環境基準と比較するのは相当でなく、先に認定した各機器の稼働状況等をも踏まえると、受忍限度に関する前記判断を覆すには足りない。

(2) 振動について

ア 申請人らは、被申請人工場の除湿乾燥機の稼働に伴い発生した振動が申請人宅に伝搬している旨主張するが、これを客観的に裏付ける測定結果に関する証拠は何ら提出されていない。

イ 申請人bは、当審問廷において、除湿乾燥機の稼働に伴い自宅のガラスが震えるような振動を感じる、壁に手を当ててみると何か震えているような気がしたなどと述べ、上記主張に沿う供述をする。しかしながら、同人は、平成25年11月に実施した現地調査時には、事務局職員に対し、申請人宅の建具等が振動していたかどうかは確認していない、振動を感じたことはない旨説明しており（職2）、当審問廷における供述内容と大きく

食い違っている。また、振動の感じ方や建具等の震えの有無に関する説明も曖昧なものに終始しているから、同人の上記供述を直ちに信用することはできない。

ウ そもそも、振動は地盤を通じ距離に応じて減衰しながら伝搬するものであるから、被申請人工場内の除湿乾燥機の稼働に伴う振動が6 mほど離れた申請人宅内まで伝搬するためには、発生源とされる被申請人工場内の床面やその周辺の地表面において相当程度の振動が感知されるはずである。しかしながら、現地調査においては、除湿乾燥機の稼働中、除湿乾燥機周辺の床面及びガラス窓を手のひらで触れた際に微小の振動が確認できたにとどまり（職4）、近隣の申請人宅以外の民家等において同様の振動が確認された旨の報告も一切ない（審問の全趣旨）。

エ これらの事情に照らせば、申請人らが感じるとする振動の発生源が被申請人工場内にあるとは考えられず、ほかに、被申請人工場内の機器が、申請人宅で感知できるほどの顕著な大きさの振動を発生、伝搬させていると認めるに足りる証拠はない。

オ また、前記認定のとおり、事務局測定の際、敷地境界において測定された低周波領域の音圧レベルは「物的苦情に関する参照値」を大きく下回っていたことが確認されており、ほかに低周波音の伝搬により申請人宅の建具にがたつきが発生したことを認めるに足りる証拠はない。

カ 以上のとおり、本件全証拠によっても、被申請人工場の稼働に伴い発生した振動及び低周波音が申請人宅において感知できるほどの大きさを伝搬していたと認めることはできない。

(3) 申請人らは、被申請人工場から発生する騒音及び振動により、申請人 a が体調不良となったと主張するので、この点についても検討する。

ア 証拠（甲2の1・2）によれば、申請人 a について平成23年5月頃か

ら「うつ状態」ないし「抑うつ状態」の症状にあったものと認められる。
しかしながら、一般的にこのような症状は様々な要因が複合的に影響して発症すると考えられ、騒音等との関連性の有無は明らかではない上、申請人 a が上記診断を受けた時期は、被申請人の事業変更からは1年余り、西側工場の取壊しからは半年余りが経過した時期であって、本件全証拠によってもそれ以前の同人の身体症状の有無も明らかではなく、上記診断の事実のみをもってその原因が被申請人工場の騒音等にあると認めることはできない。

イ 前記(1)アのとおり、被申請人工場稼働中の敷地境界付近での騒音レベルはおおむね50dBを下回っているのもであって、それ自体通常健康被害をもたらすおそれのある大きさではない。加えて、申請人 b や同 c の供述によれば、申請人 a は特に夜間の除湿乾燥機の稼働に伴う音に対する苦痛を訴えていたことが認められるが、被申請人が午後9時以降の除湿乾燥機の稼働を停止した平成23年5月以降に申請人 a の体調の悪化が顕著となり、転居直前の平成25年8月まで体調の改善は認められなかったこと、同人は同年4月頃にも夜間から早朝にかけての騒音等による不眠を訴えていたこと（職3）、転居から約10か月が経過した平成26年6月時点においてもなお通院や服薬による治療を継続していること（申請人 c 本人、同 b 本人）等の事情によれば、騒音等の客観的状況の変化と申請人 a の体感及び身体症状との間の対応関係が明確でないといわざるを得ない。

ウ 加えて、申請人らが当初は攪拌機や除湿乾燥機ではなく木づちの音に対する苦情を述べていたこと、申請人 a が被申請人の中間製品を損壊したこと、被申請人が騒音等の低減のために作業内容を変更した以降も依然として被申請人の作業自体の停止を求めるような言動をしていること等の事情に照らせば、申請人らは、被申請人工場から発生する音等ではなく、むしろ

ろ被申請人工場の操業自体に対して強く不満を抱きストレスに感じていた様子も見受けられ、こうしたことが申請人 a の体調悪化を招く一因となった可能性も否定できない。

エ これらの事情によれば、申請人 a の訴える身体症状については、被申請人工場から発生する音等以外が原因であることが十分に考えられるところであって、同人の健康被害及びこれを前提として申請人らが主張する各損害と被申請人工場の稼働に伴う騒音及び振動との間に因果関係を認めることはできない。

(4) 小括

以上のとおり、被申請人工場における騒音及び振動の発生については、その余の争点について判断するまでもなく、申請人らとの関係で不法行為を構成しない。

3 結論

よって、申請人らの本件裁定申請にはいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

4 付言

(1) なお、申請人らが、審問の終結にあたり、被申請人が国有地を工場敷地の一部として使用していることや申請人らの敷地にコンクリートを流したまま放置していることなどについて改善を求める旨の意見を述べ、さらに、提出された証拠においても、本件裁定申請以前からこうした騒音等以外の事項に関する苦情を被申請人側に申し入れていたことが見られることなどを踏まえば、本件は隣接して暮らす住民間のいわゆる近隣紛争とも捉えることのできる事案であるといえる。

(2) 前記のとおり、申請人らが訴える身体症状については一般に様々な要因が考え得るにもかかわらず、申請人らは明確な根拠に基づくことなく、当初か

らその原因が被申請人工場からの騒音等にあるものと思ひ込み、被申請人に対し、その財産を損壊するまでに敵対的な感情を抱き理性ある判断をすることが困難な状況に至ったことには、申請人らにおいて従前から一方的に抱いていた予断が相当程度寄与したものといえる。

(3) これに対して、被申請人は、騒音が環境基準内であっても、申請人らに配慮し稼働時間を変更・短縮するといった真摯な対応をみせており、隣人関係を悪化させないよう努力してきたものと認められる。

(4) 申請人ら及び被申請人が居住する土岐市△△地区は、長い歴史を持つ伝統的工芸品である美濃焼の製造を伝承する人々が集積している地域であり、将来にわたりその技術を伝えていく必要があると考えられるが、そのためにも特に、伝統工芸士以外の人々も含めた住民同士が協力し合い助け合っていかなければならないと考える。

(5) そこで、当委員会としては、申請人らにおいて、過去からの諸事情や生活のストレスなどがあるとしても、地域の背景も踏まえて、より良い隣人関係を築く努力をすることを強く望むものである。

平成26年9月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 吉 村 英 子

裁定委員 松 森 宏

裁定委員 柴 山 秀 雄

(別紙省略)